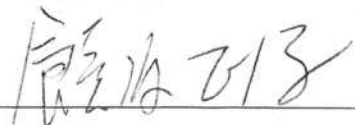


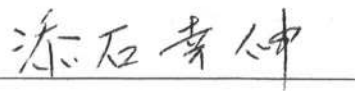
那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度（臨時会）

署名人



委員長



開催日時 平成27年3月19日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時45分

開催場所 那覇市役所11階 1101AB会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、神村洋子委員、饒波正博委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程 （1～2は非公開）

- 1 報告1 教育長が臨時代理したことについて 【こども政策課】
- 2 報告2 幼稚園教諭人事（採用）に関する教育長の専決について 【こども政策課】
- 3 議案第53号 教科用図書那覇採択地区協議会規約の承認について 【学校教育課】
- 4 議案第54号 那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【生涯学習課】
- 5 議案第55号 那覇市真和志南地区生き生き人材育成支援施設（仮称）建設基本構想について 【生涯学習課】
- 6 （継続審議）議案第48号 那覇市教育委員会会議規則の全部を改正する規則制定について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、大城政男主幹、伊禮道子主査

（生涯学習課）石原実課長、内間実主幹、照屋満主幹、上原理也主査、平良俊弥主事

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

（学校教育課）渡辺英二課長、相澤敬二副参事、望月雄紀指導主事

【こどもみらい部】本部栄治副部長

（こども政策課）諸見里律子副参事、惣慶敦子主幹、国吉泰史主事

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長 平成26年度教育委員会会議臨時会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。それでは報告1は予算編成過程、予算要求の数値が含まれ、報告2については人事に関する案件ですので、非公開とすることが適当であると思われます。それでは会議の非公開の可否について採決いたします。報告1、報告2については非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 異議なしとのことです。報告1、報告2は非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長 それでは非公開を解かせていただきます。それでは続きまして議案第53号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の承認について」を議題といたします。それではご説明をお願いいたします。

田端部長 提案理由説明

渡辺課長 資料説明

望月指導主事 資料説明

添石委員長 それではご意見、ご質問等ございましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員 米印のところは法律が根拠となるんですか。

望月指導主事 法律が根拠となっています。

饒波委員 今回、理事会というのができたのがすごく大きな事だと思うんですけども、そういう条項が命じているのでしょうか。

望月指導主事 それは、法律というか9月3日に通知がございまして、この通知中、組織及び運営関係のところ、採択地区協議会の委員は教育委員会の代表者というのは教育長を含めることとするなど、というものがあまして、この通知も鑑みて、理事会を設置して、今まで教育長はこの採択の中に入っておりませんでした。やはりこういうものもありましたので、理事会というものをもって、教育長もこの協議会の中に、組織の中に入れるということで、資料の5ページ、組織の中の理事会ということで位置づけてということになっております。

饒波委員 そうすると、我々の採択地区協議会では理事会も置くんですけども、理事会を置かない採択地区協議会というのもあり得るということですよ。要するに我々の協議会でその解釈によって理事会というものを設けたというわけで、他の採択地区協議会では理事会が必須ということではない。

望月指導主事 はい。

田端部長 資料1の5ページが那覇採択地区協議会組織図と流れがありますので、これまでの流れとの相違点の説明を細かく学校教育課より行いますのでお願いします。

望月指導主事 5ページですが、簡単に言いますと、向かって左側のこの組織は今までのものに

なります。そして向かって右側、この理事会が入ってきたということで、実はこの左側の流れ、今までの流れと変わらないというところになります。まず採択地区教育委員会で委嘱をして、委嘱をすることで諮問を含めてお願いしますというかたちになります。選定委員会でこれを受けまして、選定委員会のほうで委員長が研究会に委嘱をします。研究会で比較検討をしたものを報告しまして、それを選定委員会で1種類に選定し、これを報告します。この報告は、採択地区教育委員会そして理事会にも同時に報告しまして、そこで採択地区教育委員会で、この報告した教科書を採択しないとなりましたら理事会を開いて、ということになります。理事会の指令のほうも、委嘱と大体同時に行われることになります。

添石委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 教えてほしいんですけども、今までの規約の中では諮問答申という言葉が使われていて、今回は委嘱報告となっていますけれども、違いはあるのでしょうか。

望月指導主事 事務手続き上は一緒なんです、事務の簡略化ということで。ただ各市町村で委嘱報告のほうがりやすいということでしたら、それはそれでやるということ。

饒波委員 諮問答申はやや複雑ということですか。

望月指導主事 事務手続きが、複雑ということです。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。はい、教育長。

渡慶次教育長 理事会、これは各教育委員会の教育長、この理事会が開かれるのはこの米印の選定委員会が報告した教科書を採択しない場合に行われることですか。

望月指導主事 はい。

渡慶次教育長 ここで、①の委嘱、これは各教育委員会から、那覇地区の教育委員会から委嘱しますよね。②指令というのは何のために必要ですか。要するに今の話では①と②はほぼ同時期にあるといっていましたけれども。

望月指導主事 理事会の会長が協議会の会長を兼ねるということを受け、そこで理事会の会長からも選定のほう進めてくださいと指令を出すということになります。

渡慶次教育長 ということは、採択地区協議会の会長がこの協議会の中でやってね、ということ指令するだけのものですか。

望月指導主事 はい。

渡慶次教育長 ほぼ同時期に。

望月指導主事 ほぼ同時期に。

渡慶次教育長 ①の委嘱は、採択地区の教育委員会という名前で委嘱ということですか。去年は僕が行って諮問を渡したような気がするんだけど、委嘱となるとそういう儀式はなくなる。

望月指導主事 委嘱という儀式の中で、諮問答申のやり取り、諮問というやりとりがなくなると

思うんですけれども、その会自体でお願いする場合は、そういう場を持つということには今のところはなっております。大きくはその辺で、内容が少し違ってくるということになっております。

渡慶次教育長 その時になったらわかるか、今はピンとこないが。

添石委員長 はい、喜久里委員。

喜久里委員 教えてほしいのですが、選定委員会が協議決定するというふうに書かれていますが、理事会は選定委員が報告した教科書を採択しないという場合には理事会で協議を行って差し戻すのでしょうか。

望月指導主事 理事会では選定する、しないという協議は特に行いません。採択地区教育委員会でこの選定したものを採択しないとなった時に開かれる。ですので、報告としては受けるんですけれども。

喜久里委員 命じるということはないということですね。

望月指導主事 もう一度組織図について、改めてまとめさせていただきます。採択地区教育委員会のほうで報告を受けた教科書について採択しないということが分かった場合に理事会が開かれて、そこで一緒に話し合いをして、まとめていくという役割がございます。そしてそれをまた採択地区教育委員会にいついていただいて、同一の教科書を採択していくというかたちになります。

饒波委員 確認しておきたいんですけれども、理事会と採択委員会の役割についてですが、今の話ですと理事会から採択委員会に差し戻しみたいなきことが起こるような印象を受けたんですけれども、それはないわけですね。理事会というのは選定委員会で決まったことを、各教育委員会に説得するのが理事会の役割で、そこで種類に決まったものに対してなにか注文をつけるとか、差し戻しっていうのはないということでもいいんですよね。

望月指導主事 選定されたものを採択しない教育委員会に対して、話し合い、説得をするイメージです。

饒波委員 選定委員会にまたもう一回議論してくれという、差し戻しはないということでしょうか。

望月指導主事 はい。

渡慶次教育長 採択地区協議会の中に理事会は入っていますから、同じ組織の考えを覆すというのはないはずですから。

饒波委員 はい、わかりました。

添石委員長 よろしいですか。ほかいかがですか。はい、饒波委員

饒波委員 もう少し、今回協議会の中では採択委員と理事会があつて、事務局というのがあるとと思うんですけれども、前回の規約では7人って規定がありましたが、今回もそれは踏襲されるのでしょうか。

望月指導主事	人数は変わらないんですが、選定委員会の中に選定はしないので。
饒波委員	人数の決まりはない。
望月指導主事	決まりはないです。
饒波委員	わかりました。もうひとつ、選定委員会の採決のところでも12条、3ページですけれども、議論尽くしたにも関わらず全会一致に至らなかったときは、出席者の3分の2以上の賛成を持ってこれを決するとあって、前回の規約では欠席者は委任状をというのがある、一応欠席者にも採決権があったんですけども、これは出席者だけになっていて、委任状は消えちゃったのでしょうか。結構大切な委員会だと思うので。
渡辺課長	委任状の件ですが、第12条の2項に選定委員の委員会の会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないとあります。出席した責任ある意見で決定していきますので、委任状はいらないというふうに考えております。
饒波委員	わかりました。
添石委員長	ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問ございませんので、議案第53号「教科用図書那覇採択地区協議会規約の承認について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全 員	異議なし
添石委員長	それでは議案第53号は原案のとおり議決いたしました。続いて、議案第54号「那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。
伊良部部長	提案理由説明
石原課長	資料説明
添石委員長	それではご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。はい、喜久里委員。
喜久里委員	観覧料の減免の第10条3号で、学校教育法の規定による本市内の小学校及び中学校に在籍している児童生徒が教育課程に基づく学習活動で観覧する場合は減免ということですので、例えば中学校の団体で行った場合、市内に住所を有しなくても、学校団体で行く場合は大丈夫ということでしょうか。
照屋主幹	おっしゃるとおりです。第3号については住所を有していなくても、学校に在籍している子が教育課程に基づいて観覧する場合は無料となります。
喜久里委員	わかりました。
平良主事	少しだけ補足をさせていただきます。確かに第3号と今回改正する第2号、かぶる部分もいくつかあるんですが、現行の条文のままだと、どうしても抜け落ちてしまう子どもたちが出てしまうということで、例えば琉大附属中学校、こちらに通っている那覇市の子どもたちはどうしてもこの3号適用することできませんので、この3号はあくまでも教育課程に基づく学習活動、こちらが条件となります。

ですので、この子たちも市内に住所を有していてプラネタリウム等で関心を深めていただきたいので2号の中で本市内に住所を有する中学生という、新たな要素を加えてあります。

喜久里委員 より親切にさせていただいたということですね。わかりました。

添石委員長 はい、神村委員。

神村委員 3番目の、教育課程に基づく学習活動のために、という文言にちょっとひっかかりました。つまり個人として小学生が行く場合、教育課程に全く関係ない、自由ですよね。その場合も無料になりますか。

石原課長 これにつきましては2号に該当して、市内に住所を有する小学生の場合は、そういう教育課程に基づかなくても自分が行きたいときに無料ということです。

神村委員 わかりました。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。それではほかにご意見、ご質問ないようですので、議案第54号「那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 議案第54号は原案のとおり議決いたしました。それでは引き続き、議案第55号「那覇市真和志南地区生き生き人材育成支援施設（仮称）建設基本構想について」を議題といたします。それでは説明をお願いいたします。

伊良皆部長 提案理由説明

石原課長 資料説明

添石委員長 それではご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。はい、饒波委員。

饒波委員 市民のご意見4名から拝聴しましたが、この4人の方は記名で誰かとわかるわけですよね。この方は住民の説明会とかも熱心にこられている方々だったんですか。

石原課長 これにつきましては、全員が住民説明会に来た方ではないです。ですから、住民説明会に来た方と来なかった方の質問の深さがちょっと違うと。住民説明会に来ていたら、こういう意見は出なかったのではないかというようなご意見もあることはありました。

饒波委員 ちなみに、4名中何人くらいが住民説明会に来ていましたか。

内間主幹 2名は住民説明会に参加された方で、2名は住民説明会に参加されていない方です。

饒波委員 わかりました。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員 No.28ですが、かなり具体的に言語研修の場としての意識がありますよね、とてもそういう意味では期待しています。ディベートというのも言語研修になくてはならない研修だと思いますが、ホールについてはもっと広げる必要がありません

か、活用のところで。とても専門的な感じが逆にしてきたんですね、私も。こう具体的に入れることによって、完全に国際社会対応の育成の施設だなんて。

石原課長

お手元の配付されている基本構想（案）19ページお開きください。そこでホールに関してはこの黒い字がもともとのもので、赤で記載されているものが今回新しく入ってきたものなんですけれども、それ以前のものに、観光関連の講演会や各種イベント、伝統芸能の披露、地域住民や来街者との多文化交流を实践する場として活用とあるので、すべて専門的な、高度な研修に使うということではないということです。多目的な利用ができるというふうになります。

神村委員

わかりました。ただ少し、この文章を入れたので逆に専門的な、きちんと位置付けされたというのがわかるんですけれども、地域の皆さまにとっては、自分たちがエイサーを練習したいなと思う時も気軽にできるのかなという不安があると思うんです。それはイベントとかそういうものではないし、多文化交流の実践の場でもないだろうし、だから地域の方がもっと気軽に練習も向こうの場所を借りて出来るかなというくらいの要素も含んでいますか。

石原課長

すみません、言葉が足りませんでした。先ほど説明したのは、想定用途なんですけれども、その右のほうに二重丸と丸があります。人事育成機能で主に使うということで二重丸、1つ丸でコミュニティ機能がありますよね。コミュニティ機能に関しては、地域の活性化とか地域の活動の拠点の場という意味合いもありますので、だから地域の人たちがこのホールを使って、そういったことをやりたいということであれば、それは使えます。

神村委員

わかりました。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員

39ページで、そもそも出所が、那覇市第3次総合計画の地区ビジョンということで、そもそも出所を加えたのはいいと思います。いつ頃からこの話が出ていたということがわかるので、この文言を加えたので説得力が増したかなと、ここに作る説得力が増したのかなと、非常にいいと思います。意見です。

添石委員長

ほかいかがでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

例えば9ページのNo.34、基本設計等で検討していきたいと考えておりますというWi-Fiは外国の方たちはもちろんですが、どんどん普及して、「あっ、Wi-Fiないんだ」とかいう会話もよく聞いたりしますので、これと8ページのカフェ機能の答えでは、フリースペースでというふうになっておられますが、実際、いま県立病院とかでもカフェが入っていて、お見舞いに来た方たちが休んでいる様子とか見たりするんですが、そういうのは絶対だめということではなく、いずれはということですか。

石原課長

カフェについては地域の方たちからのニーズが高いということも承知はしており

ますけれども、今のところは、次年度基本設計をしますけれども、その中で、カフェは対象には入れておりません。面積のこととかありますので。ただしフリースペースの有効活用でそこでテーブルを置いたり、椅子を置いたりとか、自動販売機等設置が出来ると思いますので、その場でくつろいでいただいて、おしゃべりを楽しんでいただきたいというふうに考えてはおります。

喜久里委員 新しい建物なので、市民の方の期待が膨らんでいると思いますが、またやれることを頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。ほかに質問ないようですので進行してよろしいでしょうか。それでは議案第55号「那覇市真和志南地区生き生き人材育成支援施設（仮称）建設基本構想について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは議案第55号は議決いたしました。続きまして、継続審議となっていた議案第48号「那覇市教育委員会会議規則の全部を改正する規則制定について」を議題とします。説明をお願いします。

伊良皆部長 提案理由説明

山内課長 資料説明

添石委員長 それではただいまご説明いただきました件に関して、意見、質問等があればお願いいたします。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 別のものを発見したということですね。

伊禮主査 すみません。もう1つ訂正をさせていただきます。1ページ目で、那覇市教育委員会会議規則（昭和47年教育委員会規則第1号）とありますが、ここ、那覇市教育委員会規則、那覇市の部分が抜けていて、「昭和47年那覇市教育委員会規則第1号」と表記するのが法制執務上正しい表現なので、こちら那覇市を入れたいと思います。

添石委員長 よろしいですか。ほか、意見、質問よろしいでしょうか。それではほかに質問はないようですので、議案第48号「那覇市教育委員会会議規則の全部を改正する規則制定について」は、一部文言を修正し決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは議案第48号は議決いたしました。それでは以上をもちまして、平成26年度教育委員会会議臨時会を終了いたします。

案件の審議結果

報告 1	教育長が臨時代理したことについて	承認
議案第53号	教科用図書那覇採択地区協議会規約の承認について	原案どおり可決
議案第54号	那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	原案どおり可決
議案第55号	那覇市真和志南地区生き生き人材育成支援施設(仮称)建設基本構想について	原案どおり可決
議案第48号	那覇市教育委員会会議規則の全部を改正する規則制定について	一部文言を修正し 可決